

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	実施方針等に関する質問・意見への回答	6	1	No. 63			雄踏パーク等周辺地域への景観配慮	「提案グループ間でのコスト認識の違いを均等にするため、技術対話においてすり合わせをお願いします」という意見に対し「景観配慮の共通認識については、技術対話にてすり合わせていただきます」という回答になっています。コストのすり合わせを技術対話で行うのでしょうか。	コストのすり合わせを行う予定はございません。
2	実施方針等に関する質問・意見への回答	9	2	No. 28			中沢子どもの森の安全対策及び利活用	No. 28「官民境界部の工作物については、官民境界に留意のうえ、安全確保に必要な改善措置をご提案ください。」との回答を受けて、官民境界を確認した結果、官地内工作物であれば擁壁を含む安全措置が可能、民地内工作物であれば擁壁を含まない安全対策を講じる、との理解でよろしいでしょうか。	官民境界を確認のうえ、官側民側を分けて捉えず、可能な安全対策をご提案ください。 土地所有者と調整が必要であれば、浜松市と協力の上調整を行ってください。
3	実施方針等に関する質問・意見への回答	10	2	No. 38			既存擁壁の撤去	「中沢22号線のセットバック部分について、道路舗装・道路排水は、今回事業の対象外と考えて宜しいでしょうか。」という質問に対し、「ご理解のとおりです。」と回答頂きましたが、他の項目の回答では「市道中沢22号線の整備は提案対象となります。」と回答されています。38番の回答を正として宜しいでしょうか。	斎場の敷地は事業の対象です。市道中沢22号線の中心線から2.0mセットバックした部分についても斎場の敷地ですので、事業の対象となります。道路の水準を満たす舗装・排水は求めませんが、整備についてはご提案ください。 また、事業対象外ではありますが、市道中沢22号線を含めた整備をご提案いただくことも可能です。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	入札説明書	12	第2	1	(1)		入札参加者の構成等	対象となる施設ごとに担当する役割が異なる場合は、担当する全ての役割の企業として参加申請が必要となるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	入札説明書	12	第2	1	(1)	ア	入札参加者の構成等	「解体企業」「その他企業」は入札参加資格要件で必須とはしない。とありますが、構成企業である建設企業が解体企業の資格要件を満たしていれば宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	入札説明書	12	第2	1	(1)	イ	入札参加者の構成等	「(1)アの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)の者は構成企業とならなければならない。」とありますが、一つの業務を複数の企業で担当する場合、SPCの構成企業となる必要があるのはそのうち1社でよろしいでしょうか。	SPC から業務を直接、受託又は請け負う場合は、すべて構成企業となります。
4	入札説明書	19	第3	1			選定の手順及びスケジュール	入札説明書等に関する質問への回答から、参加表明書の提出まで約1週間しかありませんが、回答により追加の証明書類等の取得や押印作業など時間を要することも想定されます。参加表明に関する質問については、回答を前倒ししていただけないでしょうか。	参加表明に関する質問については、5月10日に先行して回答を公表させていただきます。
5	入札説明書	19	第3	1			選定の手順及びスケジュール	落札者の決定時期をお示しください。	令和5年10月頃を予定しています。
6	入札説明書	19	第3	1			選定の手順及びスケジュール	入札公告から提案書の提出期間が4か月となっておりますが、本事業は2つの施設の整備・運営であり検討に十分な期間が必要となります。提案書の提出から提案ヒアリングまでや、事業者選定から事業契約の締結までの期間を短縮し、提案検討に必要な時間を確保していただけますでしょうか。	提案書の提出期限の変更はしません。ヒアリングの日程については確定次第公表します。
7	入札説明書	19	第3	2	(2)		入札説明書等に関する質問の受付と回答	4月20日(木)までに質問書を提出し、5月22日(月)に回答公表を予定しておりますが、回答公表を受けて再度質問を行いたい場合回答いただけますでしょうか。もしくは第2回質問受付等ご対応いただくことは可能でしょうか。	再質問、第2回質問受付等は予定しておりません。
8	入札説明書	20	第3	2	(2)		入札説明書等に関する質問の受付と回答	回答及び公表が、令和5年5月22日となっておりますが、参加表明に関する質問の回答だけでも、早めにご回答いただけないでしょうか。	参加表明に関する質問については、5月10日に先行して回答を公表させていただきます。
9	入札説明書	22	第3	2	(8)		入札の辞退	入札を辞退する場合、入札提案書類提出期限までであればペナルティ等発生せず辞退できるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。詳細は入札説明書P22の記載のとおりです。
10	入札説明書	26	第4	3	(1)		入札価格の算定方法	入札金額には市から受け取るサービス購入料の総額の単純合計値（消費税及び地方消費税を含まない）とありますが、サービス購入料A、C、F、H、J、①、④、⑥、⑧には消費税等が含まれております。こちらについては、消費税額を除いた金額でサービス購入料を算出し、サービス購入料の総額の単純合計値を算出する理解でよろしいでしょうか。	入札金額は、消費税額を除いた金額でサービス購入料を算出し、サービス購入料の総額の単純合計値を算出してください。
11	入札説明書	26	第4	3	(1)		入札価格の算定方法	基準金利については、貴市HP等で公表していただけますでしょうか。	公開しません。
12	入札説明書	27	第4	4			契約上限金額	債務負担行為は消費税を含んだ金額で設定されていることと存じますが、債務負担行為として設定された額をご教示頂けますでしょうか。	公開しません。
13	入札説明書	31	第6	8	(1)		契約保証金の金額	契約保証金算定のベースとなる各業務の対価は消費税込みという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
14	入札説明書	31	第6	8	(1)		契約保証金の金額	契約保証金の納付（(2)による各種保険・保証等による場合も含む）は、浜松新斎場整備、浜松斎場既存棟解体、雄踏斎場増設棟整備、雄踏斎場既存棟改修それぞれの期間・金額で分割することは可能でしょうか。	契約保証金の納付を分割することは認めません。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	要求水準書 (浜松斎場編)	5	第1章	4	(4)		浜松斎場の事業スケジュール	「既存火葬棟の解体及び駐車場整備工事の時期が令和10年1月～6月(6ヶ月)」と設定されておりますが、非常に厳しい工事期間です。新浜松斎場の供用開始時期、及び既存火葬棟の解体着手時期の前倒しは、提案による考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	要求水準書 (浜松斎場編)	5	第1章	4	(4)		浜松斎場の事業スケジュール	事業スケジュールは、事業者提案により前倒しになることはよろしいでしょうか。	既存斎場棟の解体については、臨時待合棟の借用のスケジュールが組まれているため、前倒しは不可とします。
3	要求水準書 (浜松斎場編)	6	第1章	5	(1)		適用法令・基準 適用法令等	宅地造成等規制法への適用については、指導内容により計画や工程に大きく影響を及ぼすことが考えられますので、貴市都市整備部土地政策課に指導内容を直接確認してよろしいでしょうか。	確認いただいて結構です。
4	要求水準書 (浜松斎場編)	10	第1章	6	(3)	ウ	事業期間終了時の要求水準	建築物の大規模修繕は事業者の業務範囲外との記載がありますが、要求水準書(案)浜松斎場編における質問12に対して回答されている通り、建築付帯設備及び火葬炉設備の大規模修繕も事業者の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	要求水準書 (浜松斎場編)	11	第1章	8	(2)	ウ	大規模災害への対応	災害時、施設の開放とのことですが、セキュリティの解除と考えてよいでしょうか。災害発生時の会葬者、職員の保護以外に、受け入れを想定しておりますでしょうか。	災害時の状況により、避難所や物資保管所等としての運用を想定しています。その際の避難所や物資保管所等の運営は浜松市が行います。状況に応じて、事業者に協力いただくこととなりますが、その対応に関する人件費等の費用については浜松市が負担いたします。
6	要求水準書 (浜松斎場編)	11	第1章	9		ア	光熱水費の負担について	電気料金およびガス料金について、近年、大幅に増加しており、更なる高騰リスクの反面、下落の可能性も否めず、非常に不透明です。料金の基本料金単価或使用料単価をどう設定すればよいでしょうか。	入札説明書P26「3 事業計画に関する条件 (1) 入札価格の算定方法」において物価変動は見込まないこととしています。また、維持管理業務及び運営業務に係る対価の改定については、事業契約書(案)別紙6をご参照ください。
7	要求水準書 (浜松斎場編)	12	第2章	2	(1)		業務の概要	「別紙2浜松斎場再整備にかかる市民WSの意見まとめ」を参考とのことですが、どの程度参考としたらよいでしょうか。図中の赤字と黒字はどのような違いでしょうか。	参考の程度は、要求水準を満たす範囲において、事業者の提案とします。「別紙2浜松斎場再整備にかかる市民WSの意見まとめ」の図中の文字は、黒字に統一して修正します。「別紙2浜松斎場再整備にかかる市民WSの意見まとめ」の修正版を公表しますので、ご確認ください。
8	要求水準書 (浜松斎場編)	13	第2章	2	(4)		インフラ整備状況	下水道引込に対して負担金等が必要となりますでしょうか。必要な場合は金額をご提示頂けるでしょうか。	負担金は不要です。ただし、第一樹を動かす場合は、負担金が発生する場合があります。金額は事業者でご確認ください。
9	要求水準書 (浜松斎場編)	14	第2章	3	(1)	イ(7)	動線計画	焼骨確認とは、ご遺族代表者を収骨の前にお呼びして火葬炉前室から告別収骨室に出る際に確認していただく事でしょうか。	告別収骨室に移動後、収骨作業開始前に喪主・遺族にご確認頂くということを想定しています。
10	要求水準書 (浜松斎場編)	14	第2章	3	(1)	イ(7)	動線計画	焼骨確認とは、具体的にどのようなことでしょうか。	告別収骨室に移動後、収骨作業開始前に喪主・遺族にご確認頂くということを想定しています。
11	要求水準書 (浜松斎場編)	16	第2章	4	(2)	ア別紙9		「別紙9 中沢子どもの森の安全対策処置の対象箇所」を参照の上との明記がありますが、官民境界線の官側での改修処置と考えて宜しいでしょうか。	官民境界を確認のうえ、官側民側を分けて捉えず、可能な安全対策をご提案ください。土地所有者と調整が必要であれば、浜松市と協力の上調整を行ってください。
12	要求水準書 (浜松斎場編)	16	第2章	4	(2)	ア別紙9		「別紙9 中沢子どもの森の安全対策処置の対象箇所」を参照の上との明記がありますが、安全対策処置対象箇所(青色)が、今回対象と考えて宜しいでしょうか。	安全対策処置対象箇所(青色)は官民境の目安を示すもので、法面全体を考慮した安全対策が求められます。
13	要求水準書 (浜松斎場編)	16	第2章	4	(2)	ア別紙9		「別紙9 中沢子どもの森の安全対策処置の対象箇所」を参照の上との明記がありますが、安全対策処置対象箇所(青色)について、周辺住民の方々より具体的な要望(石落下対策・枯葉対策等)はありますでしょうか。	周辺住民からは、法面崩落を心配する声があります。
14	要求水準書 (浜松斎場編)	16	第2章	4	(2)	ア別紙9		「別紙9 中沢子どもの森の安全対策処置の対象箇所」を参照の上との明記がありますが、安全対策処置の対象となる可能性のある箇所(オレンジ色)は、今回対象外と考えて宜しいでしょうか。	安全対策処置の対象となる可能性のある箇所(オレンジ色)を含め、法面全体の状況を考慮して判断願います。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
15	要求水準書 (浜松斎場編)	16	第2章	4	(2)	イ 別紙2		「斎場利用者等の利便性、快適性等の向上に資する方策を提案し」と明記されていますが、「別紙2 浜松斎場再整備にかかる市民WSの意見まとめ」では、相反するご意見が含まれております。 施設利用者より近隣住民の方々を対象と考えて宜しいでしょうか。	「別紙2 浜松斎場再整備にかかる市民WSの意見まとめ」は、参考資料としての位置づけです。提案内容は、要求水準を満たす範囲において提案ください。
16	要求水準書 (浜松斎場編)	31	第2章	8	(1)	ウ (ウ) a	竣工時検査	竣工時の測定に、排出灰は行わなくて良いでしょうか？また、「大気、排ガス、悪臭の検査は、引渡予定日の30日前までに実施」と有りますが、引渡し予定日の30日前に、実火葬が行われると言う事でしょうか？又、この表現は、測定結果を30日前に出すと言う事でしょうか。	排出灰についても、竣工時及び年1回の定期検査を実施してください。 検査については、市と協議の上、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試験実施要領に基づき実施しますが、実火葬を伴わない検査については、30日前までに実施し、実火葬を伴う検査については、実火葬のタイミングでの実施を想定しています。
17	要求水準書 (浜松斎場編)	31	第2章	8	(1)	ウ (イ) b	定期検査	排出灰の検査は、行わなくて良いのでしょうか。	排出灰についても、竣工時及び年1回の定期検査を実施してください。
18	要求水準書 (浜松斎場編)	31	第2章	8	(1)	ウ	動物炉性能試験	動物炉の性能試験については明確な記載がございませんが、要求水準書(案)浜松斎場編に関する質問65に対して、動物炉も定期検査が必要と考えているとの回答をされておりました。 このことから、竣工時の検査は動物炉も含めた全系列実施し、定期検査は動物炉も含めた全系列の中から貴市が1系列指定するとの理解でよろしいでしょうか。 また、雄踏斎場既存棟の動物炉についても同様に考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 雄踏斎場既存棟においても同様にお考えください。
19	要求水準書 (浜松斎場編)	46	第2章	11	(7)	イ	業務の報告及び設計図書等の提出 実施設計	実施設計の提出図書に記載の工事費内訳明細書は、事業者書式にて作成し提出することですよろしいでしょうか。	任意の書式で作成し、提出願います。
20	要求水準書 (浜松斎場編)	47	第2章	12	(4)	ア	準備調査等	着工前に事業者で対応することを記載されていますが、貴市としては準備調査等において何かご協力いただけるのでしょうか。	地元自治会への回覧等が必要な際の調整等の協力を想定しています。
21	要求水準書 (浜松斎場編)	57	第3章	4		オ	既存施設の解体撤去 発注業務	要求水準書(案)浜松斎場編における質問77等においてダイオキシン類の含有調査は行っていないとの回答をされていますが、ダイオキシン類のばく露防止対策費用はレベル1の保護具を想定して算出を行い、事業者決定後の測定結果により対策費が追加発生する場合は清算の協議対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	具体の状況によるため、費用負担の詳細は協議により決定することを想定しています。
22	要求水準書 (浜松斎場編)	57	第3章	4		オ	既存施設の解体撤去 発注業務	「別紙13 浜松斎場アスベスト等含有調査結果」中で示している調査不可能であった箇所において、アスベスト等が確認された場合の対応については、市と事業者で協議して対応すること」とありますが、別途費用が発生する場合は市より費用を負担いただける認識でよろしいでしょうか。	具体の状況によるため、費用負担の詳細は協議により決定することを想定しています。
23	要求水準書 (浜松斎場編)	59	第4章	2	(5)	ア	修繕・更新について	1件60万円以上の修繕は市と協議の上で対応するとのことですが、市でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
24	要求水準書 (浜松斎場編)	59	第4章	2	(5)	ア	修繕・更新について	「修繕・補修は、～1件60万円未満のものは事業者負担、60万円以上のものは市と協議の上で対応すること」とありますが、この60万円は税込でしょうか、税抜きでしょうか。	消費税及び地方消費税を含みます。
25	要求水準書 (浜松斎場編)	59	第4章	2	(5)	ア	修繕・更新について	更新の場合については、市が行うものとするがありますが、金額の設定はありますでしょうか。	金額の設定はありません。
26	要求水準書 (浜松斎場編)	61	第4章	2	(7)	イ	「物品管理台帳」	「物品管理台帳」は、市から引継ぎ、運用すること。」とありますが、データをいただけるのでしょうか。また、その場合、どのようなソフトでしょうか？	ご認識のとおりです。Excelデータを想定しています。
27	要求水準書 (浜松斎場編)	62	第4章	2	(10)		用語の定義	火葬設備に関する大規模修繕の定義をお示しください。	大規模修繕とは、火葬炉本体を入れ替えることとします。 火葬炉設備の大規模修繕の定義に伴い、要求水準書、事業契約書(案)の関連箇所を修正し、公表しますのでご確認ください。
28	要求水準書 (浜松斎場編)	69	第5章	2	(3)	ウ	仕様	事業期間内における大規模修繕は想定していないとなっておりますが、提案時点で既に事業期間内での発生が見込まれる大規模修繕(火葬炉バグフィルターろ布更新等)がある場合は、事業期間内の大規模修繕計画書を維持管理業務開始前に別途提出するとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間内での大規模修繕は発生しないよう計画ください。なお、大規模修繕とは、火葬炉本体を入れ替えることとします。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
29	要求水準書 (浜松斎場 編)	73	第5章	2	(7)	ウ	「施設管理台帳」及び「備品台帳」	「事業期間にわたる全てのデータが容易に確認できるよう電子データとすること。」とありますが、「施設管理台帳」について、浜松市でお考えのソフト・プログラムまたは、フォーマット等がありますか？	浜松市で考えているソフト・プログラムまたは、フォーマット等はありませんが、事業終了時に、市及び指定管理者が使用可能なデータを提供していただく必要があります。
30	要求水準書 (浜松斎場 編)	82	第6章				運營業務要求水準	現浜松斎場における運營業務の人員体制についてご教示いただけませんか。	現在の人員体制については公表しません。
31	要求水準書 (浜松斎場 編)	86	第6章	6	(3)		収骨業務	現浜松斎場の収骨も、本39ページに記載の収骨トレー上の収骨を行うという事で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
32	要求水準書 (浜松斎場 編)	87	第6章	8		ア	動物・胞衣等火葬業務	動物の火葬は・・・動物火葬炉まで適切に案内・・・とありますが、職員が受付で預かるということでもよろしいでしょうか。	現状は、受付で預かる運用はしていませんが、利用者の心情や利便性等を考慮したご提案をお願いします。
33	要求水準書 (浜松斎場 編)	95	第7章	10	ア		使用料収納代行業務	現在、浜松市民の方の火葬は無料、市外の方は規定の料金を支払うことになっています。要求水準書を読む限り、市外の方の火葬の利用料金の収納代行業務は、本事業の対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。遺体の火葬に係る料金の収納代行業務は対象外です。
34	要求水準書 (浜松斎場 編)	95	第7章	10	イ		使用料収納代行業務	文面に「当日又は翌日に～」とあります。友引は休場日、土日祝日は金融機関休業日になります。よって、入金期限を「翌営業日または翌金融機関営業日」などに変更をお願いできないでしょうか。	要求水準書を修正します。 「斎場使用料を徴収したときは、所定の日計簿に記録し、納付書(会計規則第2号様式その2)にて、収納の日又はその翌日(その日が浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日)までに浜松市指定金融機関等に払い込むこと。」
35	要求水準書 (浜松斎場 編)	95	第7章	10	イ		使用料収納代行業務	「現金引継簿～」の記載があります。公的機関への入金は、現金(預金)と納付書のみで完了するのが一般的です。金融機関に添える「現金引継簿」の役割をご教示ください。	現金引継簿の記載を改める形で要求水準書を修正します。 「斎場使用料を徴収したときは、所定の日計簿に記録し、納付書(会計規則第2号様式その2)にて、収納の日又はその翌日(その日が浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日)までに浜松市指定金融機関等に払い込むこと。」
36	要求水準書 (浜松斎場 編)						各種負担金について	各種負担金(電力、上水、下水、ガス等)については、市の負担と考えて宜しいでしょうか。御指示願います。事業者負担の場合は、見込むべき金額について御指示願います。	提案内容により、新たに必要となる場合は事業者負担でお願いします。 見込む金額について事業者でご確認ください。
37	要求水準書 (浜松斎場 編)	別紙4						敷地内に都市ガス整圧室が設置されておりますが撤去すると考えて宜しいでしょうか。	不要な場合は撤去願います。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	要求水準書 (雄踏斎場編)	5	第1章	4	(4)		雄踏斎場の事業スケジュール	事業スケジュールは、事業者提案により前倒しになることはよろしいでしょうか。	要求水準を満たす範囲において、事業スケジュールを前倒しする提案は可能です。
2	要求水準書 (雄踏斎場編)	10	第1章	8	(2)	ウ	大規模災害への対応	災害時、施設の開放とのことですが、セキュリティの解除と考えてよいでしょうか。災害発生時の会葬者、職員の保護以外に、受け入れを想定しておりますでしょうか。	災害時の状況により、避難所や物資保管所等としての運用を想定しています。その際の避難所や物資保管所等の運営は浜松市が行います。また、維持管理業務及び運営業務に係る対価の改定については、その対応に関する人件費等の費用については浜松市が負担いたします。
3	要求水準書 (雄踏斎場編)	11	第1章	9		ア	光熱水費の負担について	電気料金およびガス料金について、近年、大幅に増加しており、更なる高騰リスクの反面、下落の可能性も否めず、非常に不透明です。料金の基本料金単価や使用料単価をどう設定すればよいでしょうか。	入札説明書P26「3 事業計画に関する条件 (1) 入札価格の算定方法」において物価変動は見込まないこととしています。また、維持管理業務及び運営業務に係る対価の改定については、事業契約書(案)別紙6をご参照ください。
4	要求水準書 (雄踏斎場編)	13	第2章	2	(4)		インフラ整備状況	下水道引込工事に当り既存下水管の接続工事についての仕様及び管径をご指示願います。	要求水準書に記載のとおり、上下水道の詳細な配管状況は、市上下水道部窓口で確認できます。
5	要求水準書 (雄踏斎場編)	13	第2章	2	(4)		インフラ整備状況	農水管付替工事に当り農水管の仕様及び管径をご指示願います。	竣工図を提供します。 なお、土被りは0.60m程度と想定されます。
6	要求水準書 (雄踏斎場編)	13	第2章	2	(4)		インフラ整備状況	下水道引込に対して負担金等が必要となりますでしょうか。必要な場合は金額をご提示願います。	現在、下水道事業計画区域外のため、下水道受益者負担金は賦課しません。 下水管の引き込み工事については、提示のとおり施工を願います。
7	要求水準書 (雄踏斎場編)	14	第2章	2	(4)		インフラ整備状況	農水管に関する竣工図等を共有いただけないでしょうか。	竣工図を提供します。
8	要求水準書 (雄踏斎場編)	15	第2章	3	(1)	ア	造成計画	造成計画(地盤対策、雨水排水対策、不等沈下対策、他)を行う対象エリアについては、別紙11「植栽維持管理業務の対象区域」における事業範囲の理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、「別紙11「植栽維持管理業務の対象区域」における赤塗りの事業範囲が対象エリアになります。
9	要求水準書 (雄踏斎場編)	15	第2章	3	(1)	エ	外構計画	夜間や休場日に敷地内に車両が無断で侵入できないようにとありますが、この敷地には「要求水準書 雄踏斎場 14 第2章 3 (1) カ 駐車場計画」にて整備する駐車場も含まれますでしょうか。	整備する駐車場は含まないものとします。
10	要求水準書 (雄踏斎場編)	16	第2章	3	(1)	カ(キ)	駐車場計画	駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識した計画をすること、とありますが、車椅子利用者用駐車施設に関して、本施設における最低設置台数等がありますでしょうか。	浜松市ユニバーサルデザイン指針では、身体障害者専用駐車場について全駐車台数の2%以上かつ1台以上と定めています。
11	要求水準書 (雄踏斎場編)	23	第2章	6	(4)	イ	諸室要件 給湯室	給湯室を配置に応じて必要数配置する要求となっておりますが、運営等を考慮し給湯室ではなく各室内に給湯コーナーを設ける提案は可能でしょうか。	各室内に給湯コーナーを設ける提案も可とします。
12	要求水準書 (雄踏斎場編)	33	第2章	8	(1)	ウ(ウ) a	竣工時検査	竣工時の測定に、排出灰は行わなくて良いでしょうか。また、「大気、排ガス、悪臭の検査は、引渡予定日の30日前までに実施」と有りますが、引渡し予定日の30日前に、実火葬が行われると言う事でしょうか。又、この表現は、測定結果を30日前に出すと言う事でしょうか。	排出灰についても、竣工時及び年1回の定期検査を実施してください。 検査については、市と協議の上、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試験実施要領に基づき実施しますが、実火葬を伴わない検査については、30日前までに実施し、実火葬を伴う検査については、実火葬のタイミングでの実施を想定しています。
13	要求水準書 (雄踏斎場編)	33	第2章	8	(1)	ウ(イ) b	定期検査	排出灰の検査は、行わなくて良いのでしょうか。	排出灰についても、竣工時及び年1回の定期検査を実施してください。
14	要求水準書 (雄踏斎場編)	48	第2章	11	(7)	イ	業務の報告及び設計 図書等の提出 実施設計	実施設計の提出図書に記載の工事費内訳明細書は、事業者書式にて作成し提出することです。よろしいでしょうか。	任意の書式で作成し、提出願います。
15	要求水準書 (雄踏斎場編)	49	第2章	12	(4)	ア	準備調査等	着工前に事業者で対応することを記載されていますが、貴市としては準備調査等において何かご協力いただけるのでしょうか。	地元自治会への回覧等が必要な際の調整等の協力を想定しています。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
16	要求水準書 (雄踏斎場編)	60	第3章	3	(1)	ウ (ウ) a	竣工時検査	竣工時の測定に、排出灰は行わなくて良いのでしょうか？また、「大気、排ガス、悪臭の検査は、運営再開予定日の40日前までに実施」と有りますが、運営再開予定日の40日前に、実火葬が行われると言う事でしょうか？又、この表現は、測定結果を40日前に出すと言う事でしょうか。	排出灰についても、竣工時及び年1回の定期検査を実施してください。 検査については、市と協議の上、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試験実施要領に基づき実施しますが、実火葬を伴わない検査については、40日前までに実施し、実火葬を伴う検査については、実火葬のタイミングでの実施を想定しています。
17	要求水準書 (雄踏斎場編)	60	第3章	3	(1)	ウ (イ) b	定期検査	排出灰の検査は、行わなくて良いのでしょうか。	排出灰についても、竣工時及び年1回の定期検査を実施してください。
18	要求水準書 (雄踏斎場編)	85	第4章	2	(6)	ア (ア) a	既存棟の修繕・更新について 火葬炉	1件60万円以上の修繕は市と協議の上で対応するとのことですが、市でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	要求水準書 (雄踏斎場編)	85	第4章	2	(6)	ア (ア) a	既存棟の修繕・更新について 火葬炉	「事業者が～1件60万円未満のものは事業者負担、60万円以上のものは市と協議の上で対応する」とありますが、この60万円は税込でしょうか、税抜きでしょうか。	消費税及び地方消費税を含みます。
20	要求水準書 (雄踏斎場編)	85	第4章	2	(6)	ア (イ) a	既存棟の修繕・更新について 火葬炉以外のもの	更新の場合については、市が行うものとすると思いますが、金額の設定はありますでしょうか。	金額の設定はありません。
21	要求水準書 (雄踏斎場編)	89	第4章	2	(11)		用語の定義	火葬設備に関する大規模修繕の定義をお示しください。	大規模修繕とは、火葬炉本体を入れ替えることとします。 火葬炉設備の大規模修繕の定義に伴い、要求水準書、事業契約書(案)の関連箇所を修正し、公表しますのでご確認ください。
22	要求水準書 (雄踏斎場編)	97	第5章				運營業務要求水準 (既存棟・増設棟)	現雄踏斎場における運營業務の人員体制についてご教示いただけませんかでしょうか。	現在の人員体制については公表しません。
23	要求水準書 (雄踏斎場編)	101	第5章	6	(3)		収骨業務	現雄踏斎場の現在の炉での収骨も、収骨トレー収骨と考えて良いのでしょうか。	ご認識のとおりです。
24	要求水準書 (雄踏斎場編)	103	第5章	11	ア		使用料収納代行業務	現在、浜松市民の方の火葬は無料、市外の方は規定の料金を支払うことになっています。要求水準書を読む限り、市外の方の火葬利用料金の収納代行業務は、本事業の対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。遺体の火葬に係る料金の収納代行業務は対象外です。
25	要求水準書 (雄踏斎場編)	103	第5章	11	イ		使用料収納代行業務	文面に「当日又は翌日に～」とあります。友引は休場日、土日祝日は金融機関休業日になります。よって、入金期限を「翌営業日または翌金融機関営業日」などに変更をお願いできないでしょうか。	要求水準書を修正します。 「斎場使用料を徴収したときは、所定の日計簿に記録し、納付書(会計規則第2号様式その2)にて、収納の日又はその翌日(その日が浜松市の休日定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日)までに浜松市指定金融機関等に払い込むこと。」
26	要求水準書 (雄踏斎場編)	103	第5章	11	イ		使用料収納代行業務	「現金引継簿～」の記載があります。公的機関への入金、現金(預金)と納付書のみで完了するのが一般的です。金融機関に添える「現金引継簿」の役割をご教示ください。	現金引継簿の記載を改める形で要求水準書を修正します。 「斎場使用料を徴収したときは、所定の日計簿に記録し、納付書(会計規則第2号様式その2)にて、収納の日又はその翌日(その日が浜松市の休日定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日)までに浜松市指定金融機関等に払い込むこと。」
27	要求水準書 (雄踏斎場編)	別紙5					雄踏斎場の増設対象範囲における既設擁壁について	雄踏斎場の増設対象範囲において、既存し尿貯留槽東側にある既設擁壁は、健全な構造と判断でよろしいでしょうか。	該当の擁壁設置時の資料が無いため、構造等は不明です。
28	要求水準書 (雄踏斎場編)						各種負担金について	各種負担金(電力、上水、下水、ガス等)については、市の負担と考えて宜しいでしょうか。御指示願います。 事業者負担の場合は、見込むべき金額について御指示願います。	提案内容により、新たに必要となる場合は事業者負担でお願いします。 見込む金額について事業者でご確認ください。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	提案書等作成要領及び様式集	1	1	(1)	カ		全般	補足資料との記載がありますが、補足資料の制限はありませんでしょうか。	特段の制限はありませんが、提出するボリュームについては留意していただき、なるべく簡潔な資料として作成ください。
2	提案書等作成要領及び様式集	2	2	(2)	ア		提出書類 委任状（復代理人）	復代理人は代表企業以外の企業に委任事項を委ねるときに必要で、代表企業の社員にて委任事項を履行する場合は不要との理解でよろしいでしょうか。	代表企業の社員にて委任事項を履行する場合でも必要となります。様式2-3「委任状(復代理人)」における、3受任者(復代理人)は、2委任事項に記載された実務を担当する担当者を記載ください。
3	提案書等作成要領及び様式集	2	2	(2)	イ	(7)	提出方法	バイブ式ファイルと記載がありますが、フラットファイルで対応できる枚数の場合はフラットファイルでの提出でもよろしいでしょうか。	「参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類」は、フラットファイルでの提出も可とします。
4	提案書等作成要領及び様式集	4	2	(4)	エ	(エ)	提出方法	インデックスについては、書類名の区分ごとによく、様式番号ごとは不要で良いでしょうか。また、各書類に直接インデックスをつけるのではなく、インデックス用のページを挿入してよろしいでしょうか。	インデックスについて、「様式●-○」の「様式●」単位で付け、枝番におけるインデックスは不要とすることも可とします。また、各書類に直接インデックスをつけるのではなく、インデックス用のページを挿入することも可とします。
5	提案書等作成要領及び様式集	4	2	(4)	エ	(イ) (ウ)	提出方法	バイブ式ファイルと記載がありますが、フラットファイルで対応できる枚数の場合はフラットファイルでの提出でもよろしいでしょうか。	「提案審査に関する提出書類」は、バイブ式ファイルとしてください。
6	提案書等作成要領及び様式集	4	2	(4)	エ	(イ)	提出方法	各書類の様式番号のインデックスについては「様式●-○」の「様式●」単位で付け、枝番におけるインデックスは不要としてよろしいでしょうか。	インデックスについて、「様式●-○」の「様式●」単位で付け、枝番におけるインデックスは不要とすることも可とします。また、各書類に直接インデックスをつけるのではなく、インデックス用のページを挿入することも可とします。
7	提案書等作成要領及び様式集	4	1	(4)	エ	(オ)	提出する電子データ	「当該電子媒体には、事業名と、正本にはグループ名、副本には受付番号等を明記すること。」とありますが、ア提出書類の表には1部となっています。副本分の電子データは不要で、正本として事業名とグループ名を記載した電子媒体1枚での提出という理解でよろしいでしょうか。	電子データは、正本用データ1部を正本に添付し、副本用データ1部を副本1部に添付し、提出することとしますので、提案書等作成要領及び様式集の当該箇所を修正します。また、電子データには、業務提案書の作成データに加えて、設計図書を作成データも保存することとしますので、提案書等作成要領及び様式集の当該箇所を修正します。提案書等作成要領及び様式集の修正版を公表しますので、ご確認ください。
8	提案書等作成要領及び様式集	4	1	(4)	エ	(オ)	提出する電子データ	提出の際の電子媒体は、DVD-Rでよろしいでしょうか。	DVD-R、CD-Rで提出願います。
9	提案書等作成要領及び様式集	5	3				枚数制限における必要枚数	各様式別に枚数制限が設定されていますが、中には必要枚数と設定されている様式があります。当該様式においては、枚数に制限はなく、応募者として必要とされる枚数での記載をすということでしょうか。	ご認識のとおりですが、提出するボリュームについては留意していただき、なるべく簡潔な資料として作成ください。
10	提案書等作成要領及び様式集	8	3	(4)	④-1	9-7	(4) リスク管理	様式番号9-7の枚数制限が1枚となっていますが、指定様式を確認すると2枚となっています。また、注釈に適宜枚数を追加することになっており、様式9-7については「必要枚数」と理解してよろしいでしょうか。	様式番号9-7の枚数制限は2枚ですので、提案書等作成要領及び様式集の当該箇所を修正します。提案書等作成要領及び様式集の修正版を公表しますので、ご確認ください。
11	提案書等作成要領及び様式集	9	3	(4)	④-3	11-5 ウ	ウ 施設の長寿命化、長期の修繕計画や引渡し等	別途添付する大規模修繕計画の期間は事業期間内と考えれば宜しいでしょうか。それと別に市で要望する期間があればご教示下さい。（雄踏斎場増設棟についても同様です）	事業期間内における大規模修繕は想定していません。
12	提案書等作成要領及び様式集	18					参加表明書	当社は市外企業で、名古屋支店長名で浜松市に入札参加資格の登録しています。したがって、本様式及び参加表明の各様式は、名古屋支店長名の記載および捺印でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	提案書等作成要領及び様式集	20					委任状(復代理人)	委任状(復代理人)の、3 受任者(復代理人)は、2 委任事項に記載された実務を担当する担当者を記載すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	提案書等作成要領及び様式集	21					一般競争参加資格確認申請書	参加企業が多く、記入欄を追加し、本様式が複数枚にわたるとき、2枚目以降も本様式をそのまま使用するようにしたほうがよろしいでしょうか。もしくは、記入欄のみのほうがよろしいでしょうか。	記入欄のみを追加ください。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
15	提案書等作成要領及び様式集	21	様式2-4				一般競争入札参加資格確認申請書	ページが複数にわたる場合であっても、製本・割印は不要でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	提案書等作成要領及び様式集	22					全ての構成員・協力企業②連結決算書	連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近3年分)の添付を求められておりますが、連結対象の会社がない場合は、単体の貸借対照表及び損益計算書(直近3年分)を添付すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですので、提案書等作成要領及び様式集の当該箇所を修正します。提案書等作成要領及び様式集の修正版を公表しますので、ご確認ください。
17	提案書等作成要領及び様式集	22					全ての構成員・協力企業③納税証明書	法人事業税の納税証明書の添付を求められておりますが、当社は市外企業で、名古屋支店長名で指名願いを浜松市に登記しています。法人事業税の納税証明書は、本社の所在地が発行する納税証明書でよろしいでしょうか。	法人事業税は、参加申込みを行う本社または支社が所在する自治体の証明書を提出ください。
18	提案書等作成要領及び様式集	22					全ての構成員・協力企業③納税証明書	各納税証明書は写しでよろしいでしょうか。	正本は原本とし、副本は写しでも可とします。
19	提案書等作成要領及び様式集	22	様式2-4				添付書類	全ての構成企業・協力企業に、連結の貸借対照表および損益計算書の提出が求められていますが、その時点で入手できる直近3カ年分でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
20	提案書等作成要領及び様式集	22	様式2-4				添付書類	①法人税、消費税の納税証明は、その3の3の提出でよろしいでしょうか。 ②①で可能な場合でも、法人事業税は地方税であるため、未納を証するには別の書類が必要になると存じます。 法人の本店所在地における法人事業税の未納がないことを証明する書類の提出でよろしいでしょうか。 また本質問における書面に関しては回答を頂いてから提出日までの1週間の期間で準備することが非常に困難でありますため、先行してご回答頂きますでしょうか。	国税は、納税証明書その3の3による提出で問題ありません。法人事業税は、参加申込みを行う本社または支社が所在する自治体の証明書を提出ください。
21	提案書等作成要領及び様式集	22	様式2-4				<添付書類> 全ての構成企業・協力企業②	連結決算を行っていない企業に関しましては、「単体決算の貸借対照表及び損益計算書(直近3年分)」の提出でよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりですので、提案書等作成要領及び様式集の当該箇所を修正します。提案書等作成要領及び様式集の修正版を公表しますので、ご確認ください。
22	提案書等作成要領及び様式集	22	様式2-4				<添付書類> 火葬炉企業①	添付する書類は、様式2-6と同じ斎場の場合は、様式2-6と同じ実績を添付しても宜しいでしょうか。その場合、様式2-6の添付書類は、様式2-4を参照していただくかたちでも宜しいでしょうか	ご認識のとおりです。
23	提案書等作成要領及び様式集	22	様式2-4				一般競争入札参加資格確認申請書	支店又は営業所等で参加表明する場合であっても、納税証明書については、法人税、消費税、法人事業税すべては本店所在地のものでよろしいでしょうか。あるいは、法人事業税については支店又は営業所等の所在地のものとなるのでしょうか。	国税は、本店所在地の納税証明書、法人事業税は、参加申込みを行う本社または支社が所在する自治体の証明書を提出ください。
24	提案書等作成要領及び様式集	23	様式2-5				グループ構成表及び役割分担表	ページが複数にわたる場合であっても、製本・割印は不要でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	提案書等作成要領及び様式集	28	様式2-6				火葬炉納入・設置実績調査書	主な納入・設置実績に記載する斎場は、入札参加資格要件にある「火葬炉8基以上の斎場」との理解で宜しいでしょうか	ご認識のとおりです。
26	提案書等作成要領及び様式集	5-6	3				記載内容	平面図などについて縮尺が1/200と指定がありますが、1/200ではA3判1枚に収まらない場合、1/200より小さな縮尺(1/250、1/300など)に適宜調整して宜しいでしょうか	縮尺は、1/200より小さな縮尺(1/250、1/300など)に適宜調整することは認めます。
27	提案書等作成要領及び様式集	9 11 12	3				施設整備等見積書(浜松斎場・雄踏斎場増設棟)、施設改修等見積書(雄踏斎場既存棟)	施設整備等見積書において、指定様式のA4提出とありますが文字が小さくなるため、A3(縦)提出も可能としてよろしいでしょうか。	施設整備費等見積書、施設改修費等見積書は、A3(縦)での提出も認めます。
28	提案書等作成要領及び様式集					様式9-6	市のライフサイクルコスト	市のライフコストサイクルについて記載する表において、サービス購入料ごとにある「割賦金利分」の行と「割賦金利」の欄は、同じ内容を入力する理解でよろしいでしょうか。 また「割賦金利」の内訳の提案用基準金利とスプレッド行は、利率のみ記入すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	提案書等作成要領及び様式集					様式9-6	SPCのキャッシュフロー表	様式より、間接法での作成を想定されているかと存じますが、直接法での作成も容認頂けないでしょうか。本件、サービス対価の本数が多いことも鑑み、柔軟にご対応頂きたいとお願いいたします。	直接法での作成も認めます。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
30	提案書等作成要領及び様式集		様式9-6				長期収支計画表	「法人税等 = 課税所得 × 実効税率」とありますが、より精緻な収支計画とするため、実効税率によらず法人税等を算定してよろしいでしょうか。	認めます。
31	提案書等作成要領及び様式集		様式11-12、様式14-10	5	(1)		ガス料金	使用量(L)、料金単価(円/L)となっております。単位はm ³ と考えられますが、提案者により書式を訂正してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、提案書等作成要領及び様式集の当該箇所を修正します。提案書等作成要領及び様式集の修正版を公表しますので、ご確認ください。
32	提案書等作成要領及び様式集						様式9-6	提案書に使用する基準金利は、Refinitiv(登録商標)より提供されている令和5年(2023年)7月4日の午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)JPSTRTOA=RFTBに揭示されているTONAベース15年もの(円/円)金利スワップレートとする、とありますが、現在見込まれている基準金利との差によって事業費を圧迫する恐れがあると思料します。予定価格算定にて見込まれている基準金利を提案時の基準金利として頂けないでしょうか。	公表しません。
33	提案書等作成要領及び様式集						光熱水費等積算書	光熱水費等積算書にて現在使用されている単価等が解ればご教授下さい。	公表しません。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	質問 意見	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	質問	基本協定書 (案)	3	第4条	2	(3)		事業者の設立	事業者の設立当初の株主構成は別紙1第1項に記載することになっており、運営開始時から事業期間終了時までの株主構成は別紙1第2項に記載することになっていません。構成企業全体での議決権割合100%を維持できれば設立当初と運営開始から事業期間終了までの株主構成は異なってもよろしいでしょうか。	全ての構成企業は、事業期間の間、必ず事業者に出資しなければなりません。 出資金額は変更できます。
2	質問	基本協定書 (案)	7	第12条				事業契約不成立の場合における処理	落札者の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合、落札者が負担する費用についてお聞かせください。 ①「令和6年(2024年)4月3日に公表された入札説明書等」とありますが、令和5年(2023年)の誤謬でしょうか。 ②①の場合、入札説明書等の作成以降に要した費用をすべて落札者の負担とするよう記載がありますが、開札以降に市に掛かる費用とすることをご再考頂けないでしょうか。違約金の他に予測不可能な金額をリスクとして加味し応札することは入札額の高騰につながると考えます。	①については、誤植のため修正します。 基本協定書(案)の修正版を公表しますので、ご確認ください。 ②については、原文のままとします。
3	質問	基本協定書 (案)	7	第12条				事業不成立の場合における処理	「構成企業等は、連帯して、落札価格の100分の5に相当する違約金を市に支払うものとし」、とありますが、帰責事由のある構成企業および協力企業は、落札価格の100分の5に相当する違約金を市に支払うものとし」に変更して頂けないでしょうか。	原文のままとします。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	事業契約書 (案)	4	第1章	第1条	(57)		不可抗力	実施方針別紙1リスク分担表の不可抗力リスクにおいて感染症等の拡大という記載があったが、事業契約上においても記載することは可能でしょうか。	「感染症等の拡大」の記載はありませんが、それが定義(57)に合致する事象であれば不可抗力に該当します。
2	事業契約書 (案)	4	第1章	第1条	(57)		定義	新型コロナウイルス等によるパンデミックは不可抗力に該当しないのでしょうか。	「新型コロナウイルス等によるパンデミック」の記載はありませんが、それが定義(57)に合致する事象であれば不可抗力に該当します。
3	事業契約書 (案)	9	第3章	第11条	1項		設計発注業務の実施	火葬炉は設計・施工を一体的に請け負わせるものとしても宜しいでしょうか。様式10-19に火葬炉設計業務の費目もなく、火葬炉設備工事費として一括発注することを想定しています。	同一の火葬炉企業が設計と施工を行うことは問題ありません。
4	事業契約書 (案)	10	第3章	第12条	3項		基本設計の完了	念の為の確認ですが、基本設計発注業務完了時の提出書類等の内容に係る貴市からの承諾の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
5	事業契約書 (案)	10	第3章	第13条	3項		実施設計の完了	念の為の確認ですが、実施設計発注業務完了時の提出書類等の内容に係る貴市からの承諾の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
6	事業契約書 (案)	10	第3章	第14条	3項	(1)	設計の変更	貴市に設計変更の費用および変更による追加的費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
7	事業契約書 (案)	11	第3章	第14条	3項		設計の変更	貴市にご負担を頂く、設計の変更に起因し生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
8	事業契約書 (案)	14	第4章	第21条	4項		事前調査	貴市に追加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
9	事業契約書 (案)	15	第4章	第22条	4項		本件工事に伴う近隣対策	入札説明書等において貴市が設定した条件又は貴市が実施した近隣説明に直接起因して事業者において生じた費用等は貴市が負担するとありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
10	事業契約書 (案)	15	第4章	第22条	6項		本件工事に伴う近隣対策	住民反対運動又は訴訟等に起因して、引渡予定日又は運営再開予定日を合理的な期間、延期した場合、かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する費用等は、貴市がこれを負担するとありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
11	事業契約書 (案)	19	第4章	第2節	第30条	2項 (2)	火葬炉の性能試験	排ガスに係る環境目標値を確認するための性能試験(排ガス測定)は供用開始後で行うことができません。排ガス測定はこの限りではないと理解して宜しいでしょうか。	検査については、市と協議の上、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試験実施要領に基づき実施しますが、実火葬を伴う検査については、実火葬のタイミングでの実施を想定しています。
12	事業契約書 (案)	20	第4章	第32条	2項		市による完成確認等	念の為の確認ですが、完成確認又は納品検査の結果、貴市の満足し得る内容の場合には貴市から承諾の通知を書面にて交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
13	事業契約書 (案)	21	第4章	第3節	第36条	1項	工事の一時停止	工事の一時停止が発生した場合(又は浜松市様にて必要がある場合)、工期は変更される一方で、事業期間は変更されないものと理解しています。念のためですが、その場合には運営機関の短縮に連動する形でサービス購入料の支払スケジュールも変更される、という理解で相違ございませんでしょうか。	基本は、ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
14	事業契約書 (案)	21	第4章	第3節	第36条	2項 (1)	工事の一時停止	貴市に追加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
15	事業契約書 (案)	21	第4章	第3節	第36条	2項 (1)	工事の一時停止	貴市にご負担を頂く、事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
16	事業契約書 (案)	22	第4章	第3節	第37条	4項	工期の変更	工事の一時停止が発生した場合(又は浜松市様にて必要がある場合)、工期は変更される一方で、事業期間は変更されないものと理解しています。念のためですが、その場合には運営機関の短縮に連動する形でサービス購入料の支払スケジュールも変更される、という理解で相違ございませんでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
17	事業契約書 (案)	22	第4章	第3節	第38条	1項 (1)	工期変更の場合の費用負担	貴市に追加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
18	事業契約書 (案)	22	第4章	第3節	第38条	1項 (1)	工期変更の場合の費用負担	貴市にご負担を頂く、事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
19	事業契約書 (案)	23	第4章	第4節	第41条		施設の引渡し	プロジェクトファイナンスでの資金調達にあたり、金融機関に対し、施設引渡しが完了したことを確認できる証憑の提出を必要とします。そのため、貴市から事業者に対し、引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、発行いただける際には、どの程度の期間を要するかご教示いただけますでしょうか。	施設引渡し完了後に、速やかに発行します。
20	事業契約書 (案)	24	第4章	第4節	第43条	1項	引渡し又は運営再開又は既存施設解体撤去発注業務の完了の遅延	貴市に追加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
21	事業契約書 (案)	24	第4章	第4節	第43条	1項	引渡し又は運営再開又は既存施設解体撤去発注業務の完了の遅延	貴市にご負担を頂く、事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
22	事業契約書 (案)	29	第5章	第53条	2項	(3)	本施設の修繕・更新	貴市に追加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、詳細は協議によります。
23	事業契約書 (案)	32	第7章	第58条	2項		サービス購入料の支払い	「事業者は～契約金額の10分の4以内の前払いを市に請求することが出来る。」とありますが、この前払い対象の業務については、全サービス対価分（サービス対価A～⑯）が対象と考えてよろしいでしょうか。	契約金額の10分の4以内の前払金とは、サービス購入料E、サービス購入料③のことです。対象業務については、別紙6（サービス購入料の金額と支払スケジュール）をご参照ください。
24	事業契約書 (案)	32	第7章	第60条			サービス購入料の減額	念のための確認ですが、モニタリングによるサービス購入料の減額は、施設整備業務および開業準備業務に係る対価には及ばないと理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	事業契約書 (案)	35	第8章	第66条			特別措置等によるサービス購入料の減額	念の為の確認ですが、施設整備発注業務、既存施設解体撤去発注業務及び施設改修発注業務に係る対価は、事業者が金融機関から調達する借入金の唯一の返済原資となるため、上記業務に係る対価については、減額の対象とはならない理解にてよろしいでしょうか。	施設整備発注業務、既存施設解体撤去発注業務及び施設改修発注業務に係る対価についても、市と協議のうえ、減額の対象となります。
26	事業契約書 (案)	35	第8章	第67条	1項		引渡日又は運営再開日前の解除の効力	貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、費用の性格により、第69条4項で対応するものもあります。詳細は協議いたします。
27	事業契約書 (案)	36	第8章	第67条	1項		引渡し日又は運営再開日前の解除の効力	貴市よりお支払いを頂く各施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、費用の性格により、第69条4項で対応するものもあります。詳細は協議いたします。
28	事業契約書 (案)	37	第8章	第68条	4項	(1)	引渡日又は運営再開日後の解除の効力	貴市の被る損害額が、下回る場合にも同様に相殺され、相殺された未払いの施設整備費の支払い義務は免れるという理解でよろしいでしょうか。	市の被る損害額が未払いの施設整備又は施設改修に係る対価を下回る場合には、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備又は施設改修に係る対価を、別紙6（サービス購入料の金額と支払スケジュール）の定めるところに従い支払います。事業者は、第69条（損害賠償）に定める損害賠償額をお支払い願います。
29	事業契約書 (案)	38	第8章	第69条	2項		損害賠償	違約金請求権とサービス対価（施設整備業務等）等との相殺が第67条第1項（1）及び第68条第4項（1）にて認められていますが、その時点で、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただく理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
30	事業契約書 (案)	38	第8章	第69条			損害賠償	引渡日又は運営再開日とありますが、浜松斎場に関するものについては引渡日と、雄踏斎場に関するものについては運営再開日をそれぞれ基準とするという理解でよろしいでしょうか。（例えば、令和10年3月に契約が解除された場合、浜松斎場については（2）が、雄踏斎場については（1）が適用）	浜松新斎場及び雄踏斎場増設棟に関するものは引渡日、雄踏斎場既存棟に関するものは運営再開日を基準とします。
31	事業契約書 (案)	別紙	5	イ	(イ)	①	物価変動による改定	①市又は事業者は～「契約締結の日から12月を経過した後に」とありますが、昨今の急激な物価上昇を鑑み、変動前工事代金の起算日を入札日から変更頂けないでしょうか。	原文のままとします。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
32	事業契約書 (案)	別紙6	1				サービス購入料の内訳	サービス購入料について、通常であれば費用毎の支払いではなく、施設整備費として1つに合算したうえでお支払いいただくことが一般的ですが、本件では浜松斎場が16本、雄踏斎場が16本(計32本)の支払いとなっており、うち割賦払いが9本となっております。割賦払い分が多く、お支払いスケジュールに応じて融資する場合、ローンの本数が増えることで金融事務コストが増加し、ひいては予定価格の増加につながります。ローン本数の増加は管理面において相当なハードルとなりますので、可能な限りお支払いの集約をお願いします。	原文のままとします。
33	事業契約書 (案)	別紙6	1				サービス購入料の内訳	サービス購入料Aに、サービス購入料Bに係る消費税等とありますが、3の支払い方法に記載の通り、サービス購入料の定義には消費税は含まれておらず、サービス購入料Aの支払い時期に、サービス購入料Bの消費税相当額を合わせてお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。(その他、サービス購入料C、F、H、J、①、④、⑥、⑧についても同様)。	ご認識のとおりです。
34	事業契約書 (案)	別紙6	1				サービス購入料の内訳	念の為に確認ですが、割賦払い部分(サービス購入料B、D、G、I、K、②、⑤、⑦、⑨)にかかる消費税相当額については、各上記割賦払い部分に対応する一括払い部分(サービス対価A、C、F、H、J、①、④、⑥、⑧)の支払いに合わせて、一括でお支払い頂ける理解にてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
35	基本協定書 (案)	別紙6	3				支払方法	サービス購入料の割賦支払は、事業者が整備した施設引渡後からの支払が一般的と認識しておりますが、本事業においては、サービス購入料の一部につき前倒して割賦支払を開始頂く、事業者の資金効率にご配慮頂いたものと理解しております。一方で、割賦のサービス購入料に関しては、それを原資に、金融機関からプロジェクトファイナンス形式にて資金調達を行います。前述の通り、一般には、サービス購入料が施設引渡後となることから、金融機関にとって、いわゆる完工リスクが排除されていることを前提にファイナンススキームが構築されることとなります。しかしながら、本事業においては、サービス購入料Bや②のように、施設整備費全体の一部が施設引渡前より割賦支払を開始するため、完工リスクが残存しており、一般的なPFIにおけるプロジェクトファイナンスと異なるファイナンススキームの検討が必要となり、その結果、むしろ事業者の資金調達コストの悪化の可能性、ひいては金融機関からの資金調達を困難とする可能性があるものと認識しております。加えて、割賦支払のサービス購入料に関し、その支払開始時期に応じて資金調達を行う必要があるため、本事業のように、サービス購入料支払いの開始時期にバラつきが多い場合、資金調達は多数のローンにより構成することとなり、その事務コスト・管理コストが増加することとなります。以上を踏まえ、サービス購入料Bや②だけでなく、浜松新斎場、雄踏増設棟それぞれの施設引渡時まで生じるサービス購入料の割賦支払については、それぞれの施設引渡後にまとめて頂くことへの変更のご検討をお願いします。	原文のままとします。
36	事業契約書 (案)	別紙6	3	(2)			サービス購入料B	支払時期及び回数が空欄となっておりますが、記載いただけますでしょうか。事業者提案により時期がずれることを想定している場合であっても、一旦、貴市が想定しているスケジュールを明示頂き、提案に応じ修正するとしていただけますでしょうか。他の割賦支払いも同様です。	原文のままとします。
37	事業契約書 (案)	別紙6	3	(21)			サービス購入料L及びM	各年度の支払額は、事業期間を通じ均等にする必要はないという理解でよろしいでしょうか。以降、(26)まで同様です。	ご認識のとおりです。
38	基本協定書 (案)	別紙6	4	(3)			支払手続き	サービス購入料E及び③については、前払金の請求をすることと記載がありますが、どのような資料(出来高を確認する資料等)を基に請求することを想定されておりますでしょうか。	出来高を確認する資料ではなく、保証証書の提出をお願いします。
39	基本協定書 (案)	別紙6	4	(22)			支払手続き	サービス購入料L、Mの最終の支払いが2か月分となることが想定される中で、サービス購入料N、Oの第一回の支払いを3か月毎とすると、その他のサービス購入料が1、4、7、10月の支払いになることに対して、3、6、9、12月となることが想定されますが、第一回の支払いを1か月、もしくは4か月とすることで、その他のサービス購入料と同様の月での支払いとすることは可能でしょうか。	ご質問を踏まえ、各サービス購入料の支払い月のタイミングを揃えることができるよう、サービス購入料N及びサービス購入料Oの第1回の支払い分を3ヶ月分から「_ヶ月分」に修正します。事業契約書(案)の修正版を公表しますので、ご確認ください。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
40	基本協定書 (案)	別紙6	4	(24)			支払手続き	サービス購入料⑫、⑬の最終の支払いが2か月分となることが想定される中で、サービス購入料⑩、⑪の第一回の支払いを3か月毎とすると、その他のサービス購入料が1.4.7.10月の支払いになることに対して、3.6.9.12月となることが想定されますが、第一回の支払いを1か月、もしくは4か月とすることで、その他のサービス購入料と同様の月での支払いとすることは可能でしょうか。	ご質問を踏まえ、各サービス購入料の支払い月のタイミングを揃えることができるよう、サービス購入料⑫及びサービス購入料⑬、サービス購入料⑭及びサービス購入料⑮の第1回の支払い分を3ヶ月分から「ヶ月分」に修正します。 事業契約書（案）の修正版を公表しますので、ご確認ください。
41	基本協定書 (案)	別紙6	5	(1)	ア	(イ)	金利変動による改定 (基準金利の金利確定日及び改定時期)	割賦支払となる各サービス購入料の基準金利の金利確定日については、令和5年（2023年）7月4日の2銀行営業日前の日となっておりますが、各サービス購入料を引当とする事業者の資金調達については、通常、当該サービス購入料債権の発生が確定後（おおよそ支払開始時期の直前）となるため、金利確定日から実際の資金調達時に通常適用される当該時期での基準金利との間で金利変動リスクが生じてまいります。このようなことから、金利確定日については、各サービス購入料債権の発生が確定後に変更のご検討をお願いできないでしょうか。 また、通常の他のPFI案件において、施設引渡時の基準金利とし、かかる金利変動リスクはSPC負担としていないことが一般的である認識です。 なお、この場合、基準金利が適用される割賦支払期間と基準金利の期間とが一致するため、基準金利の改定も不要となる認識です。	金利確定日を修正します。 事業契約書（案）の修正版を公表しますので、ご確認ください。
42	事業契約書 (案)	別紙6	5	(1)	ア	(イ)	金利変動による改定	割賦払いとなるサービス購入料の基準金利の金利確定日について、本件ではサービス購入料BDG1K及び②⑤⑦⑨の基準金利確定日が、全て2023年7月4日の2銀行営業日前となっております。それぞれのサービス購入料が発生するタイミングと基準金利確定日の間に相当な期間が空くものと思料されます（特にサービス購入料⑦は2027年度以降のため、金利確定から4年後）。PFI事業向け融資に限らず、金融機関としては市場金利を基準金利とする場合、融資実行の2営業日前に設定することが原則であり、本件のように期間が相当に空く場合、融資を検討することが極めて困難となります。については、基準金利確定日をそれぞれのサービス購入料発生日の2銀行営業日前に設定する等、それぞれの購入料について改めて基準金利確定日の設定をお願いいたします。	金利確定日を修正します。 事業契約書（案）の修正版を公表しますので、ご確認ください。
43	事業契約書 (案)	別紙6	5	(1)	ア	(イ)	改定方法	金利確定日につきまして、令和5年7月4日の2銀行営業日前の日から、各サービス購入料の対象引渡予定日の2銀行営業日前の日という方法は取れませんでしょうか。	金利確定日を修正します。 事業契約書（案）の修正版を公表しますので、ご確認ください。
44	事業契約書 (案)	別紙6	5	(1)	ア	(イ)	改定方法	基準金利が提案時の指標により確定することとなっておりますが、提案時から割賦支払いの開始時まで期間が長く金利変動リスクが大きくなります。割賦支払いによる各サービス購入料の貴市の支払い債務確定時（設計業務完了日や施設引渡し日など）の2銀行営業日前などとしていただけますでしょうか。	金利確定日を修正します。 事業契約書（案）の修正版を公表しますので、ご確認ください。
45	事業契約書 (案)	別紙6	5	(1)	ア	(イ)	改定方法	金利の確定日について、現状では「令和5年7月4日の2銀行営業日前の日」となっておりますが、通常のPFI事業案件では「施設引渡予定日の2銀行営業日前の日」が一般的と考えられます。現状ですと金利ファイナンスから優先ローン実行までのフォワード期間が長期間となるため借入予定金融機関によるリスクが取れない可能性が高く、プロジェクトファイナンスの組成に支障が生じることとなります。上記を回避するため、一般的な基準金利確定日にご再考頂けないでしょうか。	金利確定日を修正します。 事業契約書（案）の修正版を公表しますので、ご確認ください。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
46	事業契約書 (案)	別紙6	5	(1)	ア	(イ)	改定方法	<p>基準金利の確定日について、他案件と同様に施設の引渡し日の2銀行営業前としていただけないでしょうか。</p> <p>現状の金利確定日（令和5年（2023年）7月4日の2銀行営業日前）ですと、金利ファンディングから優先ローン実行までのフォワード期間が長期間となるため金融コストが高くなり、事業者様の提案への影響、また事業者様の入札にあたり参入障壁となり得る可能性が高いものと思料します。また、現状の金利確定日は、事業者様の落札者決定前であるため金融機関としては金利ファンディングは認められないものと認識しております。万が一認められた場合についても、支援している事業者様が落札に至らなかった場合にはブレイクファンディングコスト等の金融コストも相応に発生することから現実的ではないものと思料しております。仮に支援している事業者様が落札に至った場合においても、現状の金利確定日時点では確定した収支計画や金融機関と合意した各種条件ではないものと認識しておりますため、金利ファンディング対象となるローン額が変動した際には、上記同様にブレイクファンディングコストが相応に発生してまいります。</p> <p>上記の発生するコストを貴市にてご負担いただける前提である場合でも現実的ではないものと考えておりますため、冒頭記載の一般的な基準金利確定日に改めていただくか、他案件でもみられるような基準金利確定日を複数に分けていただくこと（施設毎に施設引渡し日の2銀行営業日など）もご検討いただけますと幸いです。</p>	金利確定日を修正します。 事業契約書（案）の修正版を公表しますので、ご確認ください。
47	事業契約書 (案)	別紙6	5	(1)	ア	(イ)	改定方法	<p>金利確定日について質問いたします。</p> <p>「令和5年(2023年)7月4日の2銀行営業日前の日」とございますが、この場合、民間事業者および融資金融機関が割賦支払日までの金利変動リスクを負うこととなりますので、入札検討の大きな阻害要因になるものと思料します。他PF1で一般的な「施設引渡し日の2銀行営業日前」等への変更をご検討ください。</p> <p>また、施設引渡し日以前に開始される割賦払が存在いたしますので、上記変更の際には、これら支払スケジュールの変更も併せてご検討をお願いいたします。</p>	金利確定日を修正します。 事業契約書（案）の修正版を公表しますので、ご確認ください。
48	事業契約書 (案)	別紙6	5	(1)	ア	(イ)	改定方法	<p>令和16年に基準金利の改定が想定されていますが、最長でも15年の割賦支払であり、また、15年物の基準金利を採用しているにもかかわらず、10年で改定する必要があるのでしょうか。</p>	原文のままとします。
49	事業契約書 (案)	別紙6	5	(1)	イ	(イ)	改定方法	<p>浜松市工事請負契約約款に基づきとありますが、当約款第26条3項に、変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。とありますが、変動前残工事代金額の指数は入札日の物価指数等、変動後残工事代金額の指数は、事業契約締結の日から12月を経過した後に、請求のあった日の指数としていただけないでしょうか。</p>	原文のままとします。
50	事業契約書 (案)	別紙6	5	(3)	ア	(イ)	改定方法	<p>光熱水費の物価変動については、昨今の電気料金の高騰など、年に1度の改定では実情を反映できない可能性があります。急激な物価高騰の際は、別途協議による増額を認めていただけますでしょうか。</p>	原文のままとします。
51	事業契約書 (案)					別紙7	但し書き	<p>貴市は、事業所税の課税対象都市であると認識しております。本事業において、維持管理期間中に事業所税を課税されると考えるべきなのでしょうか。それとも、非課税扱いの施設になるのでしょうか。</p>	本施設は事業所税の課税対象ではありません。

入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1								本事業における「事業所税」について確認させてください。 公表資料によれば、物品販売による収入は事業者の収入になりますが、使用料は貴市の収入になります。上記および「指定管理制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて」(平成17年11月14日付け総税市第59号総務省自治税務局市町村税課長通達)に示された基準より、本事業の事業主体は貴市と理解しており、事業者に事業所税の課税は無いと考えておりますが宜しいでしょうか。 入札者間の公平を期すため、貴市としてのご見解をお示し頂きたいとお願い致します。	本施設は事業所税の課税対象ではありません。
2								火葬予約システムについて、具体的なシステム仕様についてご提示頂けないでしょうか。	現時点で提示できる資料はこれ以上ありません。